

庄内広域水道企業団聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則をここに公布する。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団

企業長

庄内広域水道企業団規則第5号

庄内広域水道企業団聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政庁（企業長及び別に定めるところにより企業長の権限に属する事務の委任を受けた庄内広域水道企業団の職員をいう。以下同じ。）が行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第3章第2節及び第3節又は庄内広域水道企業団行政手続条例（令和8年庄内広域水道企業団条例7号。以下「条例」という。）第3章第2節及び第3節の規定により行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

2 聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続に関しこの規則に定める事項について、他の法令に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(聴聞の通知書)

第2条 法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による通知は、聴聞通知書（様式第1号）により行わなければならない。

(聴聞の期日又は場所の変更)

第3条 法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による通知を受けた者（法第15条第3項後段又は条例第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 行政庁は、前項の規定による申出により、又は職権により、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更した場合は、速やかに、その旨を当事者及び参加人（法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により聴聞に関する手続に参加する者をいう。以下同じ。）に対し、聴聞期日（場所）変更通知書（様式第2号）により通知しなければならない。ただし、当該通知をした後に参加人となった者については、この限りでない。

(代理人)

第4条 当事者又は参加人は、法第16条第1項若しくは法第17条第2項又は条例第16条第1項若しくは条例第17条第2項の規定により代理人を選任したときは、代理人

選任届（様式第3号）を行政庁に提出しなければならない。

- 2 法第16条第4項又は条例第16条第4項（法第17条第3項又は条例第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による代理人の資格喪失の届出は、代理人解任届（様式第4号）によるものとする。

（関係人の参加の許可の手続）

第5条 法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定による許可の申請は、聴聞の期日の5日前までに、関係人参加許可申請書（様式第5号）を主宰者（法第19条第1項又は条例第19条第1項の規定により聴聞を主宰する者をいう。以下同じ。）に提出して行わなければならない。

- 2 主宰者は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、速やかに、同項の許可をするかどうかを決定し、その内容を当該申請書を提出した者に対し通知しなければならない。

（文書等の閲覧の手続等）

第6条 法第18条第1項前段又は条例第18条第1項前段の規定による資料の閲覧の請求は、不利益処分に関する文書等閲覧請求書（様式第6号）を行政庁に提出して行わなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めることができる。

- 2 行政庁は、前項の閲覧の請求があった場合は、直ちに閲覧させる場合及び次項に該当する場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定し、当該日時及び場所を当該閲覧の請求を行った者に対し閲覧の日時及び場所指定通知書（様式第7号）により通知しなければならない。この場合において、指定する日時及び場所は、聴聞の期日における審理のための当該閲覧の請求を行った者の準備を妨げることがないよう配慮したものでなければならない。

- 3 行政庁は、第1項の閲覧の請求があった場合において、法第18条第1項後段又は条例第18条第1項後段の規定により閲覧を拒むことを決定したときは、その旨を当該閲覧の請求を行った者に対し、書面により通知しなければならない。ただし、第1項ただし書の規定により行われた請求に係る当該聴聞の期日における拒否の決定については、告知すれば足りる。

- 4 行政庁は、法第18条第2項又は条例第18条第2項の閲覧の請求があった場合において、当該請求のあった聴聞の期日において閲覧させることができないとき（法第18条第1項後段又は条例第18条第1項後段の規定により閲覧を拒む場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該閲覧の請求を行った者に対し閲覧の日時及び場所指定通知書（様式第7号）により通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項又は条例第22条第1項の規定により当該請求に係る閲覧の日以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（主宰者の指名の期限）

第7条 法第19条第1項又は条例第19条第1項の規定による主宰者の指名は、法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による通知の時までに行わなければならない。

- 2 主宰者が法第19条第2項各号又は条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、行政庁は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

(補佐人の出頭の許可の手續等)

第8条 法第20条第3項又は条例第20条第3項に規定する許可の申請は、聴聞の期日の3日前までに、補佐人出頭許可申請書(様式第8号)を主宰者に提出して行わなければならない。ただし、法第22条第2項又は条例第22条第2項(法第25条後段又は条例第25条後段において準用する場合を含む。)の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人で既に当該許可を受けた事項について補佐する者については、この限りでない。

2 主宰者は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、速やかに、同項の許可をするかどうかを決定し、その内容を当該申請書を提出した者に対し通知しなければならない。

3 聴聞の期日における補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取消さない場合は、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。

(聴聞の期日における陳述の制限等)

第9条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該聴聞に係る事案の範囲を超えて陳述する場合その他聴聞の期日における審理の適正な進行を図るためにやむを得ないと認める場合は、陳述を制限することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日における審理の進行を妨げ、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

(聴聞の期日における審理の公開に係る公示等)

第10条 行政庁は、法第20条第6項又は条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めた場合は、当該聴聞の期日及び場所を公示するとともに、当事者及び参加人(当該公示をした後に参加人となった者を除く。)に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

(陳述書の記載事項)

第11条 法第21条第1項又は条例第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名(法人の場合にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所、聴聞の件名並びに当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該聴聞に係る事案の内容についての意見を記載するものとする。

(聴聞調書及び報告書の記載事項)

第12条 法第24条第1項又は条例第24条第1項に規定する調書(以下「聴聞調書」という。)には、次に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行われなかった場合にあつては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

(1) 聴聞の件名

(2) 聴聞の期日及び場所

(3) 主宰者の職名及び氏名

(4) 聴聞の期日に出頭した当事者、参加人、代理人及び補佐人(以下この項において「聴聞参加者」という。)の氏名(法人の場合にあっては、代表して出頭した者の職名及び氏名)及び住所並びに行政庁の職員の職名及び氏名

(5) 聴聞の期日に出頭しなかった聴聞参加者の氏名(法人の場合にあっては、名称)及

び住所並びに当事者又はその代理人が出頭しなかった理由及びその理由が正当であるかどうかについての意見

(6) 聴聞参加者の陳述（法第21条第1項又は条例第21条第1項の規定により提出された陳述書に記載された意見の陳述を含む。）及び行政庁の職員の説明の要旨

(7) 提出された証拠書類等の標目

(8) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

2 聴聞調書には、書面、図面、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 法第24条第3項又は条例第24条第3項に規定する報告書（次条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

(1) 聴聞の件名

(2) 不利益処分の原因となる事実に対する法第18条第1項又は条例第18条第1項の当事者等の主張

(3) 前号の主張に理由があるかどうかについての意見及びその理由

（聴聞調書又は報告書の閲覧の手続）

第13条 法第24条第4項又は条例第24条第4項の規定による聴聞調書又は報告書の閲覧の請求は、聴聞調書（報告書）閲覧請求書（様式第9号）を行政庁（聴聞の終結前に聴聞調書の閲覧を求める場合にあっては、主宰者）に提出して行わなければならない。

2 行政庁又は主宰者は、前項の規定による請求書の提出があった場合は、直ちに閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定し、当該日時及び場所を当該請求書を提出した者に対し閲覧の日時及び場所指定通知書（様式第7号）により通知しなければならない。

（弁明の機会の付与の通知）

第14条 法第30条又は条例第28条の規定による通知は、様式第10号により行わなければならない。ただし、法第29条第1項又は条例第27条第1項の規定により行政庁が弁明を口頭であることを認めたときは、様式第11号によるものとする。

（弁明書）

第15条 法第29条第1項又は条例第27条第1項に規定する書面は、弁明書（様式第12号）により行わなければならない。

（口頭による弁明の聴取）

第16条 行政庁は、法第29条第1項又は条例第27条第1項の規定により、弁明を口頭であることを認めたときは、職員のうちから弁明を聴取する者（以下「弁明聴取者」という。）を指名しなければならない。

2 弁明聴取者は、次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これを当事者又は代理人に確認の上、記名押印を求めなければならない。

(1) 弁明の件名

(2) 弁明の日時及び場所

(3) 弁明聴取者の職名及び氏名

(4) 当事者又は代理人の氏名（法人の場合にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(5) 弁明の要旨

(聴聞手続に関する規定の準用)

第17条 第4条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同条第1項中「当事者又は参加人」とあるのは「法第30条又は条例第28条の規定による通知を受けた者（法第31条において準用する法第15条第3項後段又は条例第29条において準用する条例第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）」と、「法第16条第1項若しくは法第17条第2項又は条例第16条第1項若しくは条例第17条第2項」とあるのは「法第31条において準用する法第16条第1項又は条例第29条において準用する条例第16条第1項」と、同条第2項中「法第16条第4項又は条例第16条第4項（法第17条第3項又は条例第17条第3項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第31条において準用する法第16条第4項又は条例第29条において準用する条例第16条第4項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年3月31日までに、水道事業の統合前の鶴岡市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成17年鶴岡市規則第18号）（水道事業に関する部分に限る。）、酒田市聴聞手続規則（平成17年酒田市規則第24号）（水道事業に関する部分に限る。）又は庄内町聴聞手続規則（平成17年庄内町規則第20号）（水道事業に関する部分に限る。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名 様

行 政 庁 名

聴 聞 通 知 書

あなたに対して、不利益処分を行う予定があり、下記により聴聞を行いますのでこの通知書を持参して出頭してください。

なお、あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができます。

また、あなたは、聴聞が終結するまでの間、その不利益処分の原因となる事実を証明する資料の閲覧を求めることができます。

記

- 1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
- 2 不利益処分の原因となる事実
- 3 聴聞の期日及び場所
- 4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 5 聴聞の主宰者の職名及び氏名

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名 様

行 政 庁 名 印

聴聞期日(場所)変更通知書

年 月 日に行うこととしていた を当事者
とする聴聞の期日(場所)を下記のとおり変更したので通知します。

記

1 変更前の期日(場所)

2 変更後の期日(場所)

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

行政庁名 様

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

代理人選任届

年 月 日付で通知のあった聴聞について、下記の代理人を選任したので、
届け出します。

記

代理人の住所及び氏名

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

行政庁名様

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

代理人解任届

下記の代理人を解任したので、届け出します。

記

解任した代理人の住所及び氏名

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

聴聞の主宰者

氏名 様

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

関係人参加許可申請書

年 月 日に を当事者とする聴聞が行われる
不利益処分につき、下記の利害関係があるので、その聴聞に関する手続に参加することを
許可してください。

記

利害関係

備考 あなたと当事者との関係、その処分がされた場合に害されることとなるあなたの利益等を具体的に記載してください。

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

行政庁名様

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

不利益処分に関する文書等閲覧請求書

年 月 日に 当事者とする聴聞が行われる不利益処分に関して下記の資料の閲覧を求めます。

記

閲覧を求める資料

様式第7号（第6条、第13条関係）

年 月 日

住所

氏名又は名称及び代表者氏名 様

行政庁名 印

不利益処分に関する文書等
聴聞調書（報告書） 閲覧の日時及び場所指定通知書

さきに請求がありました 不利益処分に関する資料
聴聞調書(報告書) の閲覧の日時及び場所は、下記
のとおりです。

なお、閲覧の当日にこの通知書を持参してください。

記

閲覧の日時及び場所

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

聴聞の主宰者
氏名 様

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

補佐人出頭許可申請書

年 月 日に行われる を当事者とする聴聞について、その聴聞の期日に下記の補佐人とともに出頭することを許可してください。

記

- 1 補佐人の住所及び氏名
- 2 申請者との関係
- 3 補佐する事項

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

行政庁名（主宰者の氏名） 様

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

聴聞調書（報告書）閲覧請求書

下記の聴聞調書（報告書）の閲覧を求めます。

記

閲覧を求める聴聞調書（報告書）

年 月 日

住所

氏名又は名称及び代表者氏名 様

行政庁名

弁明の機会の付与に関する通知書

あなたに対して、不利益処分を行う予定があり、弁明の機会を設けますので、下記により弁明書を提出してください。

なお、あなたは、弁明を行うときに、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

また、あなたは、弁明書を提出期限までに提出できないやむを得ない理由がある場合は、提出期限の変更を求めることができます。

記

- 1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
- 2 不利益処分の原因となる事実
- 3 弁明書の提出期限及び提出先

年 月 日

住所

氏名又は名称及び代表者氏名 様

行政庁名 印

弁明の機会の付与に関する通知書

あなたに対して、不利益処分を行う予定があり、口頭による弁明の機会を設けますので、この通知書を持参の上出頭してください。

なお、あなたは、弁明を行うときに、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

また、あなたは、弁明の日時に出頭できないやむを得ない理由がある場合は、弁明の日時又は場所の変更を求めることができます。

記

- 1 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
- 2 不利益処分の原因となる事実
- 3 弁明の日時及び場所
- 4 弁明の聴取をする組織の名称及び所在地
- 5 弁明の聴取を行う者の職名及び氏名

様式第 12 号（第 15 条関係）

年 月 日

行政庁名様

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

弁 明 書

年 月 日付けで通知のあった弁明の機会の付与について、下記のとおり弁明
します。

記

- 1 弁明の機会の付与の件名
- 2 不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見

備考

- 1 上記に記載できないときは、別紙に記載し、添付してください。
- 2 提出する証拠書類又は証拠物があるときは、添付してください。